

<最高裁判例④>平成元年 4 月 11 日最高裁判所第三小法廷

高田建設事件

テーマ	第三者行為災害において被災労働者に過失ある場合の損害賠償額はどう算定すべきか。	
テキスト	労災 p.124	
出題実績	■	労災平 27DC
ストーリー	X は、自動車運転中に Y に追突され、業務災害を被った。そこで、X は Y 及び Y 運転の乗用車の所有者である A 社に対して損害賠償を請求したところ、一審は次の額(約 384 万円)の支払いを Y に対して命じた。 $((\text{損害額}) - (\text{労災保険給付額})) - (X \text{ の過失分 } 7 \text{ 割}) - \text{既支払損害賠償額(約 270 万円)}$ これに対し、X が控訴したところ、二審は X の過失分を 6 割と認定し、また、損害額から過失割合による減額をした上で保険給付額を控除すべきものとし、Y の要賠償額を約 156 万円とした。 $((\text{損害額}) - (X \text{ の過失分 } 6 \text{ 割})) - (\text{労災保険給付額})$ これにより、Y の要賠償額は、既に支払われている損害賠償額 270 万円によって全額でん補されているとの理由により、X の請求を棄却したため、X はこれに対して訴えを提起した。 過失割合分は、労災保険給付分を控除する前に考慮します。 過失割合分は、労災保険給付分を控除した後に考慮してください。  国  労働者 X 第三者行為災害の場合において被災労働者に過失があるときの労災保険給付の原因となった事由と同一の事由による損害賠償額の算定は、損害額から過失割合による減額をし、その残額から保険給付の価額を控除して行うべきである（控除前相殺説）。（労働者 X 敗訴）	

判断

労働者災害補償保険法（以下「法」という。）に基づく保険給付の原因となつた事故が第三者の行為により ^{じふつぎ} 惹起 され、第三者が右行為によつて生じた損害につき賠償責任を負う場合において、右事故により被害を受けた労働者に過失があるため損害賠償額を定めるにつきこれを一定の割合で斟酌すべきときは、保険給付の原因となつた事由と同一の事由による損害の賠償額を算定するには、右損害の額から過失割合による減額をし、その残額から右保険給付の価額を控除する方法によるのが相当である。ただし、法 12 条の 4 は、事故が第三者の行為によつて生じた場合において、受給権者に対し、政府が先に保険給付をしたときは、受給権者の第三者に対する損害賠償請求権は右給付の価額の限度で当然国に移転し（1 項）、第三者が先に損害賠償をしたときは、政府はその価額の限度で保険給付をしないことができると定め（2 項）、受給権者に対する第三者の損害賠償義務と政府の保険給付義務とが相互補完の関係にあり、同一の事由による損害の二重填補を認めるものではない趣旨を明らかにしているのであつて、政府が保険給付をしたときは、右保険給付の原因となつた事由と同一の事由については、受給権者が第三者に対して取得した損害賠償請求権は、右給付の価額の限度において国に移転する結果減縮すると解されるところ、損害賠償額を定めるにつき労働者の過失を斟酌すべき場合には、受給権者は第三者に対し右過失を斟酌して定められた額の損害賠償請求権を有するにすぎないので、同条一項により国に移転するとされる損害賠償請求権も過失を斟酌した後のそれを意味すると解するのが、文理上自然であり、右規定の趣旨にそうものといえるからである。右と同旨の原審の判断は、正当として是認することができる。原判決に所論の違法はなく、論旨は採用することができない。

● 損害賠償額 1,000 万円、被災労働者の過失割合 5 割、労災保険給付額 200 万円

控除前相殺説 (最高裁)	① 1,000 万円×0.5＝500 万円(過失相殺を先に行う)
	② 500 万円－200 万円＝300 万円
控除後相殺説	① 1,000 万円－200 万円＝800 万円
	② 800 万円×0.5＝400 万円(過失相殺を後に行う)